

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	イムス横浜国際看護専門学校
設置者名	医療法人財団明理会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門課程	看護学科	夜・通信	105	11	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

学校窓口（事務所）において閲覧が可能。授業科目一覧の中で、教員の実務経験に関するチェック欄あり。

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②】

の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	イムス横浜国際看護専門学校
設置者名	医療法人財団 明理会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	教職員会議規程
役割	○教職員会議規程より抜粋 ○構成員は、定員6名で行い、学校長が学校運営において適切な助言ができる者を選任する。 （目的） 第1条 本会議は学校の教育上必要な事項について審議し、学校長の諮問に応えることを目的とする。 （構成） 第2条 本会議は次の者で構成する。 (1) 学校長 (2) 副校長 (3) 教務主任 (4) 副教務主任 (5) 事務長 (6) その他、学校長が必要と認める構成員以外の者 （運営） 第3条 本会議は学校長が招集しその議長となる。但し、議長を指名することもできる。 2 本会議は必要に応じて開催する。 （審議事項） 第4条 本会議は次の事項及び学校長より諮問のあった事項について審議する。 (1) 入学に関する事項 (2) 欠席及び休学に関する事項 (3) 転入学、再入学、退学に関する事項 (4) 賞罰に関する事項 (5) 学生の問題に関する事項 (6) 教育方針、教育計画、教育内容に関する事項 (7) 教職員の職務に関わる全般的事項 (8) 自己点検・自己評価及び学校評価に関する事項 (9) その他、学生の教育上必要な事項 （議事録） 第5条 本会議は議事録を作成し、会議の日時、出席者、決議の趣旨、その他の必要事項を記録する。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
IMS グループ総看護部長	なし	学校運営している IMS グループの看護部責任者
IMS グループ看護部主任	なし	IMS グループ看護部の主任
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	イムス横浜国際看護専門学校
設置者名	医療法人財団明理会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。 (授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 【作成について】 各授業科目の講義内容について授業評価のアンケート結果をもとに講義内容について検討・検証し、各担当教員がシラバスの作成を行っている。 シラバスには、科目名、担当講師または教員、履修時期、単位(時間数)、講義概要・目的・目標、講義内容、テキスト、評価方法を明確に提示している。 【時期について】 毎年、12月～1月に担当教員が作成し、3月の教職員会議で翌年度の事業計画が承認されることで決定する。4月に教職員及び学生へ配布を行い、ホームページに公表している。	
授業計画書の公表方法	学校窓口(事務室)において「教育課程」閲覧が可能。 またC-ラーニングに学生に通知。
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

単位の履修認定や卒業の要件については、学則で定められており、授業時間や出欠席に関する規定、試験及び単位履修認定に関する規定は細則で定めている。学則及び細則に基づき、成績審議会で進級・卒業認定を行っている。

また、学則及び細則は、学生及び教職員に C-ラーニングで通知を行い、ホームページに公表している。

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)
(学習の評価)

第 11 条 学則第 11 条に基づく単位の履修認定にかかる学習の評価は、以下の通りとする。

2 評価は 5 段階で行い、C (60 点) 以上を合格とし当該科目の単位を授与する。

3 60 点に満たない場合は不合格となり、D とする。その場合、当該科目を再履修しなければならない。また、学籍番号や氏名等の必要事項が無記入の場合は 0 点となる。

4 学校長は、成績審議会の議を経て科目修得に必要な措置を認めることができる。

5 試験又は評価を受ける資格のない場合、追試験、追実習、再試験、再実習を受けない場合は無効となり E とする。その場合、当該科目を再履修しなければならない。

評価	点数	判定
A	100～80 点	合格
B	79 点～70 点	合格
C	69 点～60 点	合格
D	59 点以下	不合格
E	未受験	無効

客観的な指標の
算出方法の公表方法

学生には学生便覧で公表し、学校窓口（事務所）にて学生便覧を配置し誰でも閲覧することができる。

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 出典元　：　学生便覧 ＜ディプロマ・ポリシー（卒業要件）＞ 1. 所定の期間在学し本校の定めた教育目標に沿って設定された科目を履修することにより、所定の単位を全て修得している。 2. 専門職業人としての倫理観を持ち、日頃から医療従事者として相応しい行動を心がけることができ、不測の事態においても人々の健康・生命を守るための行動をする意識を持ち続けることができる。 3. 看護の発展、自分自身の看護実践力の向上に対しあくなき努力を継続する姿勢が備えられている。 以上の要件を踏まえ、教育目標に到達できたものに卒業を認定する。 卒業認定) (1) 出席すべき時間の 3 分の 2 以上出席している者。 (2) 定められた教育課程のすべての学科目が履修認定されている者。 (3) 授業料を完納している者。	
卒業の認定に関する 方針の公表方法	学生には学生便覧で公表し、学校窓口（事務所）にて学生便覧を配置し誰でも閲覧することができる。

様式第 2 号の 4－②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第 2 号の 4－①を用いること。

学校名	イムス横浜国際看護専門学校
設置者名	医療法人財団明理会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	毎年 6 月上旬に学校窓口（事務所）にて閲覧可能
収支計算書又は損益計算書	同上
財産目録	同上
事業報告書	同上
監事による監査報告（書）	同上

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名		専門士		高度専門士	
医療分野		医療専門課程	看護学科		○		—	
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類					
			講義	演習	実習	実験	実技	
3 年	昼	105 単位	単位時間 57/単位	単位時間 25/単位	単位時間 23/単位	単位時間 0/単位	単位時間 0/単位	
			単位時間／単位					
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数		総教員数	
240 人		199 人	3 人	17 人	0 人		19 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 様式第 2 号の 3【（3）厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の 1.を参照
成績評価の基準・方法
（概要） 様式第 2 号の 3【（3）厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の 3.を参照
卒業・進級の認定基準
（概要） 様式第 2 号の 3【（3）厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の 4.を参照
学修支援等

(概要) 学生個々の生活状況や学修状況を把握して支援している。国家試験対策では各種スクールを行い、補修講義や個別指導など成績向上に向け支援している。精神的安定を図る為、1回/週、臨床心理士によるカウンセリングを実施している。
--

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
56 人 (100%)	0 人 (0%)	55 人 (98.2%)	1 人 (1.8%)
(主な就職、業界等) I M S グループ医療機関（横浜旭中央総合病院、東戸塚記念病院 等）			
(就職指導内容) ・2年生の夏より病院見学及びインターンシップへの参加。 ・2年生の夏から秋にかけ履歴書作成の指導。 ・2年生の秋から冬にかけ面接指導（服装、言葉遣い等。）			
(主な学修成果（資格・検定等）) 看護師免許取得			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
216 人	9 人	4.2%
(中途退学の主な理由) 進路変更、体調不良、精神的等		
(中退防止・中退者支援のための取組) ・スクールカウンセラーの配置（1回/週） ・教員との個別定期面談 ・経済的に問題ある学生には I M S グループ医療機関における短期就業案内（中退者支援のための取り組み） ・進路や就職支援の実施		

②学校単位の情報

a)「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考(任意記載事項)
看護学科	250,000 円	600,000 円	480,000 円	(学生積立金) 80,000 円(海外研修費) 150,000 円等、/ (学籍管理料) 月額 20,000 円
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援(任意記載事項)				
IMS グループにおける奨学金制度				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレスまたは刊行物等の名称及び入手方法) h t t p : // w w w . i m s . g r . j p / i m s - y o k o h a m a / 学校ホームページ、自己評価で開示 事務室で閲覧
学校関係者評価の基本方針(実施方法・体制)
学校評価(自己点検・自己評価)委員会規程 (目的・設置) 第 1 条 本委員会は教育活動の維持の向上を図るとともに時代に対応した社会的貢献を果たすため、教育活動等の状況について自ら点検及び評価(以下「自己評価」という)を行うものとする。 (組織) 第 2 条 本委員会を次の者で構成する。 (1) 学校長 (2) 副校長 (3) 事務長 (4) 教務主任 (5) その他学校長が指定した者 2 本委員会は、必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。 (運営) 第 3 条 本委員会は、自己点検・自己評価の基本方針・実施方法を策定し、各学科に依頼しその成果を総括評価し、報告書を作成する。 (協議事項) 第 4 条 自己点検・自己評価項目は次のとおりとする。 (1) 教育理念・教育目的 (2) 教育目標 (3) 教育課程・教育活動 (4) 学生生活支援 (5) 学校経営・管理 (6) 教職員の育成

(議事録) 第 5 条 本委員会は、議事録を作成し、会議の日時、出席者、協議事項、審議の結果、その他必要事項を記録する。 (改廃) 第 6 条 この規程の改廃は、学校運営会議の議を経て決定する。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
IMS グループ本部事務局看護部	2023. 4. 1～2026. 3. 31	学校運営をしている IMS グループの看護部 責任者
IMS グループ本部事務局看護部	2023. 4. 1～2026. 3. 31	学校運営をしている IMS グループの看護部 学生担当
横浜旭中央総合病院 看護部	2025. 4. 1～2026. 3. 31	イムス横浜国際看護 専門学校実習担当施 設
横浜新都市脳神経外科病院	2025. 4. 1～2026. 3. 31	イムス横浜国際看護 専門学校実習担当施 設
学校関係者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) http://www.ims.gr.jp/ims-yokohama/		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) http://www.ims.gr.jp/ims-yokohama/
--